

第三期八尾市子ども・子育て支援事業計画の代用計画について

1 代用計画策定の経緯

代用計画とは、「子ども・子育て支援事業計画」を変更することが困難である場合に、必要な事項を暫定的に定める代替措置として策定するものである。

今回、改正後の子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）が令和 8 年 4 月 1 日に施行され、乳児等のための支援給付が始まる。それに伴って「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号）が改正され、新たに追加された市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項について、代用計画により定めるものである。

今後、計画の中間見直しの際に当該代用計画の内容を反映する予定である。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に通っていない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満のこどもを対象に、こども 1 人 10 時間の枠内で時間単位で柔軟に保育所等を利用できる新たな通園給付。令和 8 年度よりすべての自治体で開始される。

2 代用計画の内容（資料 3）

- 乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項